

平成26年度 第3回藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2014年(平成26年)11月20日(木)
午後2時00分から

会 場：藤沢市民会館 2階 会議室

1 開 会

2 議題 〈公開議題〉

(1) 平成26年度介護保険事業の実施状況及び平成26年度地域包括支援センター活動報告について

- ・事務局から【資料1】、【資料2】について説明。
- ・委 員：平成26年度の介護保険料の未収額が大きいようだが、未収の方に対して市はどうか対応しているのか。
- ・事務局：文書で督促や催告をするほか、電話でもお支払いのお願いをしている。分割の相談も行っている。
- ・委 員：藤沢市の介護保険料の徴収率は、全国平均、県平均と比較してどうなのか。
- ・事務局：全国の徴収率についての資料は今手元に無いが、県内では上位3番目くらいの徴収率ではないかと思われる。
- ・委 員：年々介護保険料が上がっていることもあるので、未納の方への回収を是非進めて行ってほしい。
- ・委 員：事故報告について、項目の中に「その他」があるが、市は、何を事故報告として報告すべきか、事業所に対して徹底はしているか。

- ・事務局：事故報告の種類については、県の標準様式に従ってお願いしている。事故報告するかしないかの基準は、医療機関にかかったときを原則とし、その他、事業所が必要と判断したときも行ってもらっている。また、誤薬、落薬（与薬もれ）についても、身体に影響のある場合もあるので、報告をあげてもらいたい。今後も事業所に対し、周知を続けていきたい。
- ・委員：サービスを提供する側の立場としては、死亡についての事故の詳細を知りたいが。
- ・事務局：死亡事故についての情報の出し方については、今後検討することとする。
- ・委員：事故報告の整理の仕方として、「職員の法令違反・不祥事」項目だけ異質に感じるので、データの整理の仕方に工夫が必要なのではないか。
- ・事務局：今後、検討する。
- ・委員：複合型サービスの介護報酬額を見ると、下がっているようだが、ニーズが下がっているということなのか。
- ・事務局：複合型サービスは、現在、市内に一カ所しかなく、登録定員25名の範囲での報酬額となっているため、数名の変動があっただけでも割合として影響が大きくなる。数字的には下がっているように見えるが、市としてはニーズが下がっているとは判断しておらず、今後ますます必要となるサービスであると思っているので、今後も整備を進める予定である。
- ・委員：サービス利用状況の比較は半年ごとで作成してもらった方がわかりやすいのではないか。
- ・事務局：今後、検討する。

(2) 予防給付に係るマネジメント業務の委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

- ・事務局から【資料3】について説明。
 - ・現在までに承認を受けた事業所及び承認後の稼働事業所状況一覧
 - ・指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援業務を委託できる指定居宅介護支援事業所の承認について
 - ・現在までの承認事業所数
 - ・今回の承認について

(市内	指定居宅介護支援事業所数	3事業所)
(県内市外	指定居宅介護支援事業所数	3事業所)
(県外	指定居宅介護支援事業所数	2事業所)
- 承認の対象となる8事業所が「遵守すべき事項を満たし、予防給付に係るマネジメント業務を委託することに付き支障がない旨を説明。
- ・委員一同：承認する

(3) 藤沢市高齢者保健福祉計画（藤沢市介護保険事業計画）の策定について

- ・事務局から【資料4-1】【資料4-2】について説明。
- ・委員：資料は非常にきれいに作成されているが、相互に関連する事業はきれいに整理しきれない部分が出てくると思う。具体的な事業を検討するに当たっては、資料づくりに終始するのではなく、効果を検証しながら慎重に進めてほしい。
- ・委員：民間企業等との連携も想定されているようだが、利用者にとっては使いやすい形になる場合があるので、是非活用してほしい。
- ・委員：自治会とか老人クラブの立場からいうと、イメージは何となくわかるが、具体的に何をするのがよくわからない。今後の計画の中に、具体的な事業は入ってくるのか。
- ・事務局：この図や資料のとおりきっちりいかない点もあると思うが、自治会、老人会は、一番身近な見守り役としてインフォーマルな立場で関わってほしいと思っている。計画の中に、具体的な関わり方も載せる予定となっている。

- ・ 委 員：地域の縁側（交流スペース）とは何か。
- ・ 事務局：いわゆる居場所事業。現在、民間企業や社会福祉法人が既にやっているようにものに対し、市で一定の基準を作り、これを満たせば、補助金を出させていただくようなことを考えている。
- ・ 委 員：高齢になってくると、なかなか新しいところになじめないようなこともあるので、入りやすさとか、そういうことも考えてほしい。
- ・ 委 員：包括支援センターは、障がいをお持ちの方や生活困窮の方などからも相談を受けるが、そのような事情の方への支援との関連はどうなっているか。
- ・ 事務局：障がいの関係の計画2本、地域福祉計画と、合計4本が同じタイミングで策定される。どこにも属さない人をどうするか、家族への支援をどうするか、等の視点も持って進めていく。
- ・ 委 員：この資料は概要版で、この後、また具体的な詳細計画があると思っ
ていいのか。
- ・ 事務局：これは、中間案の概要版となる。今後、様々な意見をいただきながら検討を重ね、最終的には2月議会での報告後に正式なものをお示しできる。また、具体的施策は、計画書本編に載ってくる予定。
- ・ 委 員：今後の高齢社会は、できるだけ住民の力を結集してやっていくしかないと思う。今は、65歳以上が高齢者ということになっているが、実際にはお元気な人も多い。特に前期高齢者については、支える側として活躍してほしいが、その点が基本目標に入ってくるといいのではないか。今の基本目標の文章を見ると、高齢者は支えられる側という位置づけのように思う。
- ・ 事務局：基本目標2（2）などに、その辺りも想定しているのだが、表現しきれていないかもしれない。おっしゃることはその通りであり、その視点については、むしろ地域福祉計画の中に出てくるので、

そちらも併せてご覧いただきたい。

(4) 特別養護老人ホーム等の整備状況について

- ・事務局から、【資料5】について説明。

特に質疑なし。

(5) 介護予防支援および地域包括支援センターに係る条例の制定について

- ・事務局から、【資料6-1】【資料6-2】について説明。

・委員 パブリックコメントは、どのくらい回答率があれば成立するのか。

・事務局 パブリックコメントは意見等があってもなくても、設定された期間が経過すると手続としては終了する。その中で提案された意見等については後に内容を公開し、それに対する市の考え方もお示しする。

・委員 意見が仮にゼロ件であったとしてもパブリックコメントとしては終わってしまうというのはどうなのだろう。例えば、意見を出してもらうために、自治会や老人会ごとにとりまとめるなどしても良いのではないか。

・事務局 市民からの意見をいただく方法は様々あると思っている。パブリックコメントは、あくまで行政手続として設けられているものである、一定のやり方があるということである。

・委員 介護予防支援の条例案では、書類の保存年限を2年から5年にする独自基準を作るということだが、包括支援センターの条例についてはそのような規定はないのか。

・事務局 もともとの基準の中にそのような項目が入っていないので、今回の条例の中にはそのような規定はない。

・委員 包括支援センターの職員構成について、例えば、パブリックコメント等で、精神保健福祉士を配置してほしい、という意見が出たとして、市側で良い意見だとした場合、条例の中で職員の配置基

準として規定することはできるのか。

- ・事務局 意見としては大変良いご意見だと思う。しかし、職員の人員基準については、「従うべき基準」に分類されており、国の基準と違う基準を条例で設けることができないので、条例上、そのように規定することは難しい。しかし、市の方針として、より人員を厚くしたいということで、実務上、そのような配置を求めていくことは可能であると思う。

(6) その他

- ・特になし。

〈非公開議題〉

(7) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

3 閉 会